

プラスチック分別回収モデル事業について

1 趣旨

令和 4 年 4 月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、区市町村は「プラスチック使用製品廃棄物（プラスチックごみ）の分別回収、及びリサイクルに努めること」が定められた。

これを踏まえ、可燃ごみの約 15%を占める「プラスチックごみ」を「資源」として回収し、リサイクルすることで、ごみの減量化と資源循環型社会の実現を推進すべく、「プラスチックごみ」を分別回収及びリサイクルするための検討段階のひとつとして「プラスチック分別回収モデル事業」を実施し、課題を整理・検証する。

2 実施期間

令和 4 年 10 月から令和 5 年 2 月まで

3 実施地区

高田老松町会のエリアにお住まいの全ての方

（目白台 1 丁目から 3 丁目の一部、想定世帯数 1,041 世帯）

4 実施までの流れ

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ・ 令和 4 年 7 月 8 日 | 高田老松町会役員への説明会 |
| ・ 令和 4 年 9 月 10 日及び 14 日 | 実施地区の住民への説明会 |
| ・ 令和 4 年 9 月 20 日から 23 日 | 事業パンフレット及び事業用ごみ袋全戸配布 |
| ・ 令和 4 年 9 月 29 日 | 地区内集積所看板の張り替え |

5 今後の予定

事業終了時に実施地区の住民へアンケートを実施する。また、組成分析調査や収集運搬の課題などを整理し、具体的な検討を進める。

6 プラスチック分別収集モデル事業へのご協力のお願い

別紙のとおり